

埼玉県訓令第第十三号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第四第二号例五十九の備考に次のように加える。

五 公印は、埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第四第三号イ例六十の備考を次のように改める。

備考

一 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成十七年埼玉県規則第三号）の規定による文を記載して行うこと。

二 公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第四第三号ロ例六十一に備考として次のように加える。

備考

公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第四第三号ロ例六十二の備考を次のように改める。

備考

一 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則の規定による文を記載して行うこと。

二 公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第七例六十八の備考に次のように加える。

五 公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。